三木市
SDGs未来都市

誇りを持って暮らせるまち三木

三木市記者発表資料　（令和7年5月27日発表）			
担当部課名	**担当長**	**担当係**	**電話番号**
都市整備部 建築住宅課	課長　武内一也 （内線 2270）	建築係	0794-82-2000 （内線 2270）

タイトル

三木市住宅耐震化促進事業の制度を一部拡充します

本件のポイント

・住宅所有者が高齢の場合には２親等以内の親族からの申請も可能になる。
・高齢者のみが居住する住宅のシェルター工事の場合補助額を２倍に引き上げ。
・これまで補助対象外だった工事が「命」を守る観点から一部対象になる。

説明文

昭和 56 年５月以前に着工され、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅の所有者が行う耐震改修工事等に対して、市が補助金を交付する「**三木市住宅耐震化促進事業**」の制度を一部拡充します。

1　日　　時　　令和７年６月１日以降から受付開始

2　拡充内容

(1)　すべての補助メニューにおいて、住宅所有者が 65 歳以上の高齢者の場合には本人からの申請に加え２親等以内の親族からの申請も可能にする。
(2)　屋根軽量化工事費補助において、耐震の評点が 1.0 相当への改修としていたものを、最低限「命」を守ることができる評点 0.7 相当への改修も対象とし、重い桟瓦葺き屋根等から軽いスレート屋根等への葺き替えも追加する。（現制度では現況が非常に重い土葺き瓦屋根でない場合は対象外。）
(3)　シェルター型工事（一室限定改修）費補助において、65 歳以上の高齢者のみが居住する住宅に設置する場合は、補助額を最高 50 万円から 100 万円に引き上げる。

3　ホームページ

https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/40/3284.html
（HP 公開日　6 月 1 日）

本案件は次の SDGs 目標に関連します。